

答申の概要

1 審査会の結論

令和7年10月24日に市長より諮詢を受けた事案番号1から42までの投稿について、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条に規定する人権尊重のまちづくりを推進するため、条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずることは、条例の要件を充たしており、妥当である。

必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、これらの投稿について前記措置を講じたときは、同条第2項の規定に基づき、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨の記載をした表現について公表を行うことが適当である。

事案番号	趣旨
1	祖国に帰れよ
2	●●（特定の地域名）に帰ればいいじゃん？
3	◆◆（特定の国名）に帰るしかないだろ
4	●●（特定の地域名）に帰れば良いんじゃないの？
5	帰国すればええやろ
6	△△△△（特定の地域名）が貴方が帰るべき真の故郷
7	死ねよ
8	★★野郎（人以外のものに例えて誹謗中傷する表現）
9	国籍がある国に帰ればよかろう
10	帰れって言われたら帰るのは△△△△（特定の地域名）やろ
11	移住すればいいだけだろ
12	◆◆（特定の国名）に帰れよ
13	祖国に帰りたいと思わないのか
14	母国に帰って下さい
15	帰れ
16	■（特定の国の判明につながる表現）でも☆（特定の国の判明につながる表現）でも好きな方行けばいいんじゃないね
17	◇◇◇（特定の民族名）なら◆◆（特定の国名）に、〇〇〇（特定の

	民族名) なら××× (特定の国名) に帰ればよくね
18	◎◎◎◎ (特定の民族名) なら××× (特定の国名) に ◇◇◇ (特定の民族名) なら◆◆ (特定の国名) に帰れ
19	△△△△ (特定の地域名) に帰ればいいじゃん
20	国籍●● (特定の地域名) なら帰れでなんでダメなん?
21	国籍はどこなんだよ ◆◆ (特定の国名) なら帰れ
22	それは国籍のある国にだよ 日本が嫌ならそちらに帰るしかない
23	出ていけと言わないと 好きなところに行け、もう来んな
24	●● (特定の地域名) が祖国 帰れ
25	さっさと帰れよ
26	出ていってくださいな
27	日本から出て行けと言う
28	おまえら3世は本来であれば祖国に帰るべき
29	今すぐ●● (特定の地域名) にぶっ飛んで逝くべき
30	すぐに帰れ
31	日本から出していくべきなのが現在置かれた状況
32	国籍国だろうが好きな所行けばええやん
33	額に旭日旗と腕に「□□□□□□ (特定の国の判明につながる表現)」と刺青を入れて帰化すれば日本にいていいよ
34	国籍があるのなら その国に帰ればいいだけ
35	■ (特定の国の判明につながる表現) へ帰って餓死しろ
36	国籍のある国に帰ればいいんじゃないかな
37	在日○○○ (特定の民族名) は△△△△ (特定の地域名) に帰るべき
38	国帰れよは正論だろ
39	・母国に帰ればいいじゃん(笑) ・帰るのは当然(・▽・)
40	自分の国籍の国へ帰れとしか言いようがないよな
41	●● (特定の地域名) に決まってんだろ 嫌いな国に寄生する### # (人以外のものに例えて誹謗中傷する表現) のように暮らすことは楽しいか? ■■■ (特定の民族の蔑称)
42	日本以外ならどこでもいいから出て行け

2 審査会の判断

- (1) 条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表
 条例第1条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに

関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第17条第1項及び第2項も、第1条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定している）を推進する観点から解釈し、適用されるべきである。

（2）条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」（以下「危害」という。）、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」（以下「侮蔑」という。）及び「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」（以下「排除」という。）の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

（3）諮詢された事案の条例第17条第1項の該当性について

ア 事案番号1から42までのインターネット上の電子掲示板への投稿は、条例第17条第1項の「インターネット表現活動」に該当する。また、市の区域内で行われたことが明らかでないので、同項第2号の「市の区域外

で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）」に該当する。

また、当該投稿は、いずれの投稿も特定の市民を対象としたものであり、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当する。

イ 事案番号1から42までの投稿は、以下の表の「類型」の欄に記載する各類型に該当するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

事案番号	類型		
	危害	排除	侮蔑
1		○	
2		○	
3		○	
4		○	
5		○	
6		○	
7		○	
8			○
9		○	
10		○	
11		○	
12		○	
13		○	
14		○	
15		○	
16		○	
17		○	
18		○	
19		○	
20		○	
21		○	
22		○	
23		○	
24		○	

25		○	
26		○	
27		○	
28		○	
29		○	
30		○	
31		○	
32		○	
33		○	
34		○	
35		○	
36		○	
37		○	
38		○	
39		○	
40		○	
41		○	○
42		○	

(4) 表現の内容の拡散を防止するために必要な措置について

事案番号1から42までの投稿は、令和7年10月24日時点で、インターネット上で誰でも閲覧できる状態になっているので、その表現の内容の拡散を防止するために、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

なお、事案番号1から42までの投稿の削除は、各サイトの利用ルールの内容にも沿うものと考える。

(5) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、各投稿の趣旨を明記するなど、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいようを行うとともに、公表したもの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。